



令和8年3月（交通課第17号）

IIZUKA.P.S通信



第38回 交通安全フォトコンテスト入賞作品



自転車事故を防ぐため

令和8年4月1日から

自転車の「青切符」が導入!

対象
16歳以上
※運転免許の有無は関係なし

交通安全県民運動や各重点の内容はこちらから

春の交通安全県民運動



生活道路の法定速度引き下げ



青切符制度



飲酒運転撲滅



交通事故をなくす福岡県県民運動本部【福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか】



春の交通安全県民運動

運動期間 令和8年4月6日(月)~4月15日(水)

4月10日(金)は交通事故死ゼロを目指します!

運動の重点

通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

飲酒運転の撲滅

こどもを始めとする 歩行者の安全確保!

4月は、小学1年生が、新たに交通社会に参加しますが、道路上の危険についての知識が未熟です。

また、こどもの視野は大人が考えている以上に狭く、周囲が見えていないものです。

- 大人が交通安全のお手本を示しましょう。
- こどものとっさの動き(飛び出し)に注意しましょう。

●指導の際は「車に気を付けて」ではなく、「道路を渡る前に、絶対に止まって、車が来ていないことを確認して、手を上げて渡る」など、こどもが理解しやすい指導をしましょう。



生活道路の安全確保!

令和8年9月1日から生活道路の法定速度が引き下げられます。

60km/h
→ 30km/h

※「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線がない道路のことです。



「ながらスマホ」根絶! 歩行者優先の徹底!

「ながらスマホ」は危険です。

運転中のスマートフォン等の操作は、重大な交通事故につながる極めて危険な行為ですので、絶対にやめましょう。



飲酒運転かな? と思ったら110番!

過去に福岡県で発生した悲惨な飲酒運転事故を忘れていませんか?

▶平成18年 8月25日 海の中道大橋において、幼児3名が犠牲

▶平成23年 2月9日 粕屋町において、高校生2名が犠牲

飲酒運転かな?と思ったら必ず110番!
あなたの勇気ある通報が
誰かの命を救うことに繋がります!



横断歩道では「歩行者優先」 を徹底しましょう。

運転者には、横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。

「歩行者優先」を徹底し、他の車両に対しても「思いやり・譲り合い」の気持ちで運転しましょう。



自転車は車のなかま!自転車はルールを守って安全運転!

自転車の一定の交通違反に
交通反則通告制度(青切符)が
導入され、検挙後の手続きが変わります。

※酒気帯び運転等の重大な違反については、従来どおり、刑事処分対象。

令和8年4月1日から

●対象年齢
16歳以上

●反則金
原付バイクと同等

※最高額12,000円



対象行為の一例(※対象行為は113種類)

携帯電話使用	イヤホン着用	並進
反則金 12,000円	反則金 5,000円	反則金 3,000円
指定場所一時不停止	右側通行	
反則金 5,000円	反則金 6,000円	